

回答票 (建築設備)

1 区回答

1) 回答内容

相談者の見解として記載のあるとおり、
は不要と考えて
よろしいです。
なお、
は
となります。

2) 回答日 2025 年 月 日

3) 回答担当者 設備係

2 相談票

1) 相談日 2025 年 月 日

2) 相談票 別紙添付のとおり

3 備考

上記の回答内容は今回相談に限った回答になります。類似の事案であっても、諸条件により回答内容が相違する場合があります。ご注意ください。

建築指導課設備係への問合せ、連絡などは、オンラインフォーム ([R7 設備係 01] 連絡フォーム) で送信ください。

QR コード (<https://logoform.jp/form/L6MJ/885648>) を読み取ることでフォームに接続できます。

